

# 不登校児童生徒に対するスクールソーシャルワーカーの支援 —文部科学省のスクールソーシャルワーカー実践活動事例集に基づいて—

## Support by School Social Workers to Non-attendance Students

—Based on Collections of Practice Cases of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology—

(2015年3月31日受理)

中 典 子

Noriko Naka

Key words : 不登校, 児童生徒, スクールソーシャルワーカー, 文部科学省, 小学校, 中学校

### 論 文 要 旨

不登校児童生徒に対して求められるスクールソーシャルワーカーの役割を考えるには、彼らに関わった事例をもとに検討する必要がある。そこで、本研究では不登校児童生徒に対して求められるその役割を明らかにするために、文部科学省初等中等教育局児童生徒課の平成22, 23, 24年度の『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』より検討した。研究の結果、73の不登校児童生徒に対する事例より、スクールソーシャルワーカーによる具体的な支援として、〈医療機関に繋ぐ〉、〈親子関係の調整〉、〈学校支援〉、〈家庭環境の調整〉、〈家庭と関係機関を繋ぐ〉、〈家庭訪問〉、〈関係者との連携〉、〈児童生徒と関係構築〉、〈児童生徒と面談〉、〈児童生徒や保護者への助言〉、〈生活支援〉、〈登校支援〉、〈保護者と面談〉、〈保護者と連携〉、〈見守り〉、〈社会資源を探す〉、〈学校と家庭・関係機関を繋ぐ〉、〈コンサルテーション〉を見出せた。

### I. 目 的

門田 (2002 : 67) は、面接記録に基づく再登校児童生徒群 (10名) と不登校継続児童生徒群 (10名) の比較検討から不登校事例に対しては、環境に働きかけるスクールソーシャルワーカー (以下、SSWと称す) が不可欠とした。この結果は、不登校事例に対してSSWの可能性を示唆するものである。

大西 (2010 : 55) は単一事例研究法に基づき、SSWは、不登校事例において「仲介」、「力を添える」、「代弁」、「組織」、「促進」、「包括的連携ネットワークを構築する」、「学校における様々な関係性をエコマップであらわす」役割を担うとした。しかし、大西 (2010 : 66) は、この結果からはSSW固有の効果を明らかにするまでには至らないと述べる。このことから、不登校事例への効果的なSSW実践を導き出す必要があるといえる。

SSWの効果的な実践について、山野他 (2014:92) は、「関係機関と学校のつながりや連携システムづくりに効果 (アウトカム) をもたらすことを実証的に示した」。これは、文部科学省の事業趣旨である「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等」の課題すべてに基づいて述べている。このことから、不登校事例にはSSWが必要といえよう。

近藤 (2007 : 10) は中学校教頭の立場から「教師と生徒・親との人間関係を築く、……子どもへの関わりに悩む保護者の不安を取り除く、不登校の子どもを抱える保護者会を立ち上げる、教員に対してコンサルテーションを行い……『校内での人間関係がうまくいかず苦しむ子ども』と捉えるように働きかける」のがSSWの役割と述べた。教師の立場からは、不登校に限らず支援の必要な児童生徒に関する事例では、SSWに教師への対応、児童生徒の保護者への対応を望んでいるといえよう。

西谷 (2007:32) は、学校が「生徒からの個別相談対応、生徒の生活問題への具体的支援、教師からの個別相談対応、教師へのコンサルテーションと問題解決に向けた連絡調整、保護者からの個別相談対応、他機関との連絡連携及び調整、医療・保健・福祉に関する情報提供及び研修会等による啓発」をSSWに期待しているとあらわした。また、西谷 (2008:45) は、高等学校でのSSWとしての活動から、学校が求める役割は「教師からの相談に適宜応じて生徒の対応の方法やアプローチを明示する役割である」と述べた。「それは、コンサルテーションを含む問題解決に向けた連絡調整活動であり、生徒が抱える問題を社会福祉の課題として捉え、SSWの問題への解釈や判断、対処方法に関する詳細をその都度提示し、教師との信頼関係を確立して問題に着手することを指す (西谷 2008:45)」ことであった。西谷は、児童生徒への対応、保護者への対応、教師への対応がSSWの効果的支援と述べるが、SSWとして活動する中で、教師との連携調整が第一と述べる。

浜田 (2008:58) は、「事例検討における指導助言が増加している」と述べた。ここから、SSWの効果的役割は、教師へのコンサルテーションであるといえる。

児童福祉司 (2010:33) は、「相談することに意欲を持ってもらえさえすれば、どんな問題でもネットワークを駆使して解決の方法はあると思う……子どもや家庭に腰を据えて寄り添う支援者が必要で、SSWに期待したい役割の一つである」と述べた。児童福祉司は、SSWには、児童生徒や保護者に関わり、連携してほしいと述べている。

川上 (2010:35) は、保健師の立場から「SSWとしてのつながりが、あるのとないのでは、対応やその後の信頼形成にも大きく影響しますので、ぜひ支援をお願いしたい」と述べた。この専門職も、SSWには児童生徒や保護者に関わって連携してほしいと述べる。

学校は「熱意があり親切である、福祉に関する豊富な理解がある、児童生徒や家庭の状況を見立てる、多様な支援方法を理解していること」をSSWに求めていた (中他 2011:95)。この中の「児童生徒の状況を見立てる」には、児童生徒の思いを第一に理解することが必要である。SSWの活動が児童生徒の思いを第一に考えたものとなれば、効果的なものとなり、学校にとっても“SSWに

求める支援”になるということである。しかし、これは、SSWの働き(役割)に関する量的研究である。よって、ケース毎の効果的支援のありかたを考えるには具体例にもとづいて検討する必要がある。西谷 (2008:44) が実践事例より導き出した状況改善につながるSSWの関わりである。児童生徒の動機づけ、他機関・資源の活用、教師との連携、教師へのコンサルテーション、である。

これらのSSWの役割は、子どもに関する様々な課題に対して一般的になされるものである。また、門田 (2002) と大西 (2010) は、SSWの可能性と役割をあらわしている状況であり、不登校事例での効果的な支援については具体例に基づくことが必要である。不登校児童生徒に対して求められるSSWの役割を考えるには、SSWに関わった事例をもとに検討する必要がある。そこで、本研究では、文部科学省初等中等教育局児童生徒課の平成22, 23, 24年度の『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』の改善例に基づいて不登校児童生徒に対して求められる支援について検討する。

## Ⅱ. 方 法

文部科学省初等中等教育局児童生徒課の平成22, 23, 24年度の『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』の問題の種別が「不登校」とのみ記されている改善事例をもとに“不登校児童生徒に対して求められる支援”を検討する。不登校事例にはそれのみではなく重複した事例もあるが、本研究では不登校への支援について考えることが目的であるので、「不登校」としている事例のみをとりあげる。

それらの事例に基づいた支援の種類をカードワーク(コードが5以上10以下となるまでコーディングを行う)に基づいて分類整理し、図解化を図り、考察する(日本福祉大学大学院質的研究会 2013)。

※倫理的配慮 個人的な事例についての内容を扱わず、文部科学省のインターネット上に公開されている事例に基づいて分類整理をすすめる。

### Ⅲ. 都府県〈政令指定都市を含む〉の不登校事例に基づくSSWの支援

平成22, 23, 24年度の各実践活動事例集で問題の種別を「不登校」のみにして事例を挙げる都府県（政令指定都市を含む）のSSWの支援を検討すると次のようになる。

#### 1. 平成22年度の各都府県（政令指定都市を含む）の不登校事例でSSWが行ったこと

岩手県教育委員会（2011：5）の小学5年女子児童の事例では、家庭訪問、年度初めのつながり支援、学校・関係機関・委員会のコーディネート、家庭と学校の仲介、学校適応指導員と連携、親子関係の調整、ケース会議開催の要請、児童福祉課と連携、である。

宮城県教育委員会（2011：7）の小学5年男子児童の事例では、学校関係者とケース検討、学校関係者に母への精神的サポートの必要性を助言、小学校と保護者の関係構築に重点を置くよう提案、子ども福祉課・教育委員会との情報交換、である。

秋田県教育委員会（2011：9）の中学3年男子生徒の事例では、母とスクールカウンセラー（以下、SCと称す）を繋ぐ、母へ助言、である。中学2年男子生徒の事例では、母と面談、家族と児童相談所をつなぐ、である。小学6年女子児童の事例では、管理職と対応協議、適応指導教室への児童受け入れ等の助言、市教育委員会と連携、である。

千葉県教育委員会（2011：15）の小学6年児童の事例では、児童と保護者との面談、小学校に中学進学に向けての助言、である。もう一人の小学6年児童の事例では、校長と担任へのコンサルテーション、担任と保護者との面接に同席、両親に関わりを労う、学校との連携を確認、関係者会議に参加して当該児童の特性や状況の共通理解を図る、である。

東京都教育委員会（2011：17）の中学生の事例では、保護者と面談、アセスメント（保護者の不安定さが保護者と生徒との密着関係をつくっているのではないか、「不登校ひきこもり相談室」の利用が効果的ではないか）、「不登校ひきこもり相談室」を所管する教育相談センター職員と生徒への対応方針の検討、臨床心理士と協働、相談室の送迎、相談室と学校の調整、学習プラン作成、高校

選択の相談、学習への働きかけ、である。

新潟県教育委員会（2011：21）の中学生の事例では、学校関係者のケース会議に参加、情報収集、学校関係者と支援方針の確認、市の福祉課と連携、保護者・生徒に医療の必要性を助言、精神医療センターにつなぐ、である。中学男子生徒の事例では、保護者と面談、学校・市教育委員会・教育事務所のケース会議に参加、状況把握、保護者の思いを学校に説明、支援の方針を確認、である。

富山県教育委員会（2011：23）の中学校の事例では、家庭訪問、生徒や保護者との面談、情報収集、学校内の不登校対策会議に参加、事例の助言、民生委員や関係機関との連携、である。小学校の事例では、保護者と教員の面接に同席、保護者に福祉に関する手続きを助言、市役所福祉課職員と家庭訪問、福祉関係の書類作成の補助、服薬を中断した保護者に病院の紹介、SCに児童の状況を伝える、心理学的な見立ての助言を受ける、である。

山梨県教育委員会（2011：29）の小学5年男子児童の不登校相談から中学3年男子生徒への支援になった事例では、小・中合同ケース会議を提案、ケース会議に参加、SCと協働、である。

静岡県教育委員会（2011：33）の中学2年女子生徒の事例では、ケース会議に参加、必要とする支援について関係者と確認、母に子どもの言動の受け止め方や相談機関について助言、登校に同行、である。

滋賀県教育委員会（2011：37）の中学3年女子生徒と小学5年女子児童の姉妹の事例では、母の心の痛みが不登校に影響しているとアセスメント、母への市の教育相談をカウンセリングに切り替えることを提案、小・中・適応指導教室で合同ケース会議開催を市教委に提案、関係者と情報・方針の共有化、である。小学4年男子児童の事例では、ケース会議の開催を提案、家庭児童相談室と連携、学校や家庭と情報共有、である。小学6年女子児童の事例では、管理職と共に関係機関との連携が必要と判断、児童への個別支援（面談・観察等）、ケース会議で情報の共有、アセスメントである。

京都府教育委員会（2011：39）の転校してきた小学生の事例では、教育相談部会のケース会議に参加、出身小学校から情報収集、SCと協働、児童と面談、である。

兵庫県教育委員会（2011：43）の中学生の事例では、学校と協働して親と面談、親子関係修復に向けたアドバ

イス、医療機関受診の必要性を助言、祖母と面談（精神的負担軽減）、ケース検討会に参加、関係者と情報共有、支援の役割分担の確認、である。

和歌山県教育委員会（2011：47）の中学3年女子生徒の事例では、担任・教育相談主任・SCと相談・協議、校内の教育相談部会に出席、ケース会議に出席、スーパーバイズを受ける、である。

鳥取県教育委員会（2011：49）の小学4年女子児童の事例では、両親と面談（生育歴や保護者の思いを聞く）、相談内容を小学校と共有、ケース会議で今後の対応の検討、学校・家庭でできる環境づくりを話し合う、である。

島根県教育委員会（2011：51）の小学生のきょうだい事例では、家庭訪問（母と不登校児童との関係をつくる）、である。

岡山県教育委員会（2011：53）の小学生と中学生のきょうだい事例では、両親と児童生徒への面談、学校に教職員間の認識の統一を図るよう助言、である。

高知県教育委員会（2011：61）の中学生の事例では、教育支援センターで生徒と関係構築、SCと連携、学校での支援会に参加、生徒の特性理解、学校の別室で待ち受け、家庭と連携、見守り、である。

福岡県教育委員会（2011：63）の小学校時から長期化した不登校気味の中学生の事例では、関係機関から情報を得る、今後の協働の打ち合わせを行うことにより関係機関と連携する。福祉事務所担当者との家庭訪問、保護者との面談、部屋の清掃やごみ出し、子どもの登校送迎等への協力、により保護者と信頼関係を構築する。生徒のきょうだいの学童保育入所申し込み、生徒が通学に必要な自転車の購入等ができるように保護者をサポートする。生徒への継続的相談、である。

長崎県教育委員会（2011：67）の中学1年男子生徒の事例では、まず、家庭訪問、学校訪問、状況把握、市の福祉機関に要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催の依頼、である。そして、学校との連絡調整、SCと協働、心療内科へのつなぎ、関係機関と連携、である。また、学校の対応の把握、適応指導教室への通級を本人が希望すればできるように依頼、民生委員に見守りを依頼、である。

大分県教育委員会（2011：71）の小学6年女子児童の事例では、母死亡・父単身赴任のため祖母と面談、家庭

訪問により状況把握、本人の体調上病院で検査してもらい安心させる必要があることや今後の在り方について学校と協議、である。

沖縄県教育委員会（2011：77）の中学生の事例では、適応指導教室で登校支援、適応指導教室・市児童家庭課・民生委員と連携、アセスメント、家庭訪問、ケース会議への参加、スーパーバイズを受ける、無職父への就労支援、である。

川崎市教育委員会（2011：81頁）の小学5年男子児童の事例では、母への定期面談（余裕を持って子どもに向き合えるように働きかけ適切な関わり方ができるよう母の気づきを促す）、担任と情報交換のもと学校復帰に向けてのタイミングの打ち合わせ、対応の役割を明確化し分担する（担任の負担感軽減）、保護者に担任の努力を伝えて信頼感を持ってもらうように働きかける、である。

新潟市教育委員会（2011：85）の中学3年男子生徒の事例では、学校と家庭の仲介、である。

名古屋市教育委員会（2011：91）の中学3年男子生徒の事例では次のとおりである。

訪問支援、臨床心理士から助言を受ける、学校と連携のもと相談を進める、本人との会話や遊びに加えて食事の世話や清潔な環境づくりが急務と把握、食事の世話に向けて市役所社会福祉課で可能なサービスの確認、父にサービスを受けるよう勧める（区役所福祉課の「ひとり親家庭等家事介護サービス」の受け入れを提案）、児童相談所・保健所・区役所の担当者が同席するサポート会議に参加、会議で環境づくり・継続的な支援の必要性を訴える、本人との相談で一緒に遊びながら信頼関係を築く、学校の良さを話す、キャンプ活動や修学旅行への参加のサポート、訪問場所を学校に設定して登校回数を増やす、近隣の公園でキャッチボールをする、買い物と一緒に出かける、兄について相談

京都市教育委員会（2011：93）の小学生の事例では、ケース会議で関係者と状況把握（保護者の心理状態が児童の欠席に影響しており児童の不登校解消には保護者も含めた環境改善が必要と見立てる）、ケース会議で児童の特性に応じた指導を校内の共通認識として校内での居場所を

確保する)、学校と福祉施設との連携を強化した取り組みを進める、である。

## 2. 平成23年度の各都府県(政令指定都市を含む)の不登校事例でSSWが行ったこと

宮城県教育委員会の小学4年女子児童の事例では、母の心理的な負担の軽減を図る、保健師と連携(婦人科疾患と育児・家庭問題について改善できるように試みる)、である。

秋田県教育委員会の小学5年女子児童の事例では、管理職と対応の協議、母と面談、アセスメント(家庭環境が影響と考える)、秋田県総合学校教育センターの相談機能の活用を母に勧める、学校と相談内容の共有、である。

山形県教育委員会の小学生の事例では、家庭訪問、保護者の思いを理解、ケース会議で情報共有、保護者と学級担任と共に今後の具体的な支援の共有化を図る、である。もう一人の小学生の事例では、学級担任・管理職との面談、保護者と面談、ケース会議に参加、医療機関相談室の精神保健福祉士の助言を得る、精神保健福祉士と協働でアセスメント、親子の通院に同行、である。

埼玉県教育委員会の中学2年男子生徒の事例では、学校・保護者と連携、ケース会議に参加、支援方針を立てる、家庭訪問、である。

東京都教育委員会の中学生の事例では、家庭訪問で生徒と面談、関係づくり、母の相談、兄との連携、中学校教員・関係者と支援に関する基本方針や個別支援計画の確認、である。

富山県教育委員会の中学校の事例では、ケース会議に参加、教員・SCと生徒への支援策を話し合う、市役所福祉課と連携、家庭訪問による保護者支援、民生委員や関係機関のコーディネーターとなり支援体制の構築、保護者の福祉サービス利用の支援、である。小学校の事例では、SC・教職員と協働、SCに児童の状況を伝え心理的な見立てをもらう、学校・市役職福祉課・児童相談所をコーディネート、ケース会議の開催、市役所福祉課と連携、家庭訪問、福祉関係の書類作成の補助、である。

福井県教育委員会の小学5年女子児童の事例では、家庭訪問、母に本児の不登校の理解を求める、家庭での関わり方の支援、学校と協働、ケース会議への参加、情報

交換、関係者の役割の確認、である。

山梨県教育委員会の小学5年男子児童の事例では、SCから情報収集、ケース会議に参加、である。

三重県教育委員会の中学3年男子生徒の事例では、ケース会議に参加、アセスメント、社会資源を探す、である。

滋賀県教育委員会の小学4年児童の事例では、アセスメント、虐待通告、福祉機関や保健所への相談に同行、学校に状況説明、市の臨床心理士と協働、である。中学1年の姉と小5の妹の不登校の連携ケースでは、ケース会議開催の提案、である。

兵庫県教育委員会の中学1年女子生徒の事例では、学校と家庭の調整役、である。

島根県教育委員会の事例では、家庭訪問、母と不登校児童生徒との関係づくり、サポートチーム会議を継続的に開催、である。

山口県教育委員会の小学生の事例では、父に関わる、週1回程度訪問する、母や兄の支援の必要性を確認する、家居状態のきょうだいを就職のための準備につなげる、母を医療機関受診につなげる、である。

佐賀県教育委員会の適応指導教室に通級していた生徒への対応事例では、学校と協働で生徒らの居場所をつくる、適応指導教室支援員と学校との橋渡しとして情報交換と連携調整を行う、である。

大分県教育委員会の過年度生の事例では、関係機関との連携、である。

宮崎県教育委員会の中学3年生の事例では、SCと連携する、SCからの情報をもとに関係諸機関へ働きかける、である。

鹿児島県教育委員会の小学3年女子児童の事例では、母と面談、エコマップを用いて問題を整理、SCと連携、である。

相模原市教育委員会の男子中学生の事例では、児童相談所の担当ワーカーと連携、児童生徒や父の見立てや目標立てを行う、学校の後方支援、関係機関との連絡調整を行う。

金沢市教育委員会の事例では、生徒との窓口として話し相手になる、である。

豊田市教育委員会の小学高学年男子児童の事例では、担当指導主事と学校を訪問する、本人・保護者の様子及

び希望、学校の対応についての情報を収集する、保護者と連絡をとる、適応指導教室スタッフ及び臨床心理士と本人・保護者面接の日程調整を行う、面接後支援会議を行う、本人を適応指導教室に迎え入れる体制を整える、通室を促す、である。

高槻市教育委員会の事例では、担任への助言、クラス参観、担任と情報交換、である。

和歌山市教育委員会の小学5年男子児童の事例では、保護者も交えて教職員とケース会議を開催、保護者と学校がそれぞれの立場で行う支援内容を明確化する、学校と協働して問題解決するように意識付けを行う、である。

### 3. 平成24年度の各都府県（政令指定都市を含む）の不登校事例でSSWが行ったこと

秋田県教育委員会（2013:5）の小学5年生の事例では、母面談によるアセスメント、学校と協議、学校・SC・児童相談所・市教育委員会と連携、ケース会議に参加、である。

山形県教育委員会（2013:7）の不登校児童への支援では、児童と保護者に面談、医療機関と連携、通院に同行、である。

埼玉県教育委員会（2013:13）の事例では、家庭訪問、学校・子育て支援課・家庭児童相談室・保健所等の関係機関と連携して児童生徒と保護者を支援する、である。

千葉県教育委員会（2013:15）の小学女子児童の事例では、ケース会議に参加、である。

東京都教育委員会（2013:17）の中学生の事例では、民生委員と連携、情報収集、SCや担任と共に家庭訪問、である。

福井県教育委員会（2013:27）の中学2年女子生徒の事例では、校内ケース会議に参加、家庭訪問により本人と保護者の面接、支援ケース会議に参加、教育支援センターの利用状況と利用方法を確認し生徒に伝える、定期的に管理職・学級担任・支援センター職員と情報交換を行い共通理解に努める、である。

山梨県教育委員会（2013:29）の中学3年男子生徒の事例では、状況把握、ケース会議に参加、である。

静岡県教育委員会（2013:33）の小学生の事例では、児童に関わる教職員から情報収集を行う、ケース会議を開催する、教職員とともに母と面談、関係機関を紹介、連

携したプランニングを構築し継続した対応をもたらす、である。

三重県教育委員会（2013:35）の中学3年男子生徒の事例では、状況把握、母との面談、学校以外で母が相談できる機関を検討、管理職や担任に母の思いや状態を説明して今後の対応を検討、父に生徒の通学や家庭で母へのフォローをお願いする、である。

大阪府教育委員会（2013:41）の小学6年女子児童の事例では、ケース会議で本児・保護者・祖母のアセスメント、プランニングとそれに基づく取り組みの評価を行う、である。

和歌山県教育委員会（2013:47）の中学1年男子生徒の事例では、家庭訪問、生徒と姉を中心に面談、母を精神面から支える、である。

香川県教育委員会（2013:59）の事例では、教育支援センターで不登校傾向の児童との面談を行う、家庭訪問による母との個別面談を行う、である。また、高校3年男子生徒の事例では、ケース会議で関係者と今後の対応について協議、である。

愛媛県教育委員会（2013:61）の小学生の事例では、手紙のやり取りをすることを提案する、発達障害の疑いを考え学校の特別支援教育コーディネーターを通じ市の発達支援室との連携を図る、である。

福岡県教育委員会（2013:65）の小学6年女子児童の事例では、家庭訪問、ケース会議で学校の登校時の対応や保健室の役割を設定する、中学校見学等進学への準備、である。

佐賀県教育委員会（2013:67）の中学生の事例では、母面接でアセスメントを行う、学校と情報共有する中で具体的な支援策を検討し実践する、である。

宮崎県教育委員会（2013:75）の中学3年生の事例では、SCとの連携、情報収集、福祉関係機関への働きかけ、ケース会議に参加、である。

鹿児島県教育委員会（2013:77）の中学男子生徒の事例では、生徒との面談、家庭訪問、である。

堺市教育委員会（2013:101）の小学生の事例では、ケース会議で現状を整理してそれぞれの役割を明確にする、担任と家庭訪問する、保護者と学校を調整する、である。

熊本市教育委員会（2013:109）の中学生の事例では、家庭訪問、状況把握、生徒の頑張れそうなことを共に確

認、保護者に家庭での対応をアドバイス、ユア・フレンドや適応指導教室へのつなぎ、学習支援ボランティアの派遣を進める、である。

横須賀市教育委員会（2013：112）の小学生・中学性のきょうだい事例では、サポートチーム会議を実施する、情報共有、支援の方向性の確認、である。

富山市教育委員会（2013：114）の小学5年男子児童の事例では、母と関わる、家庭状況の把握、家庭と児童相談所とつなぐ、学校と家庭をつなぐ、である。

東大阪市教育委員会（2013：125頁）の小学4年生男子児童の事例では、ケース会議に参加、児童と保護者をアセスメント、課題を見出す、である。

豊中市教育委員会（2013：127）の小学4年女子児童の事例では、保護者や本人と面談、管理職から事案の概要の聞き取りを行う、ケースの確認と子どもに関わりの深い教師とケース会議を行って方向性を検討、保護者と面談を行い、児童の困り感や現在の状況について確認を行う、以後、保護者と継続的に面談を行う。ケース会議に参加し、担任や元担任、管理職、学年の教師集団等の役割を明確にするとともに保護者や本人の困り感を理解する、適応指導教室を紹介し、保護者・本人ともに相談を行う、である。

和歌山市教育委員会（2013：131）の中学3年女子生徒の事例では、関係機関の調整を図る、情報共有、ケース会議で今後の進路についての支援を検討した。

下関市教育委員会（2013：133）の小学2年男子児童の転校時の事例では、転校前と転校後の市で働くSSWが情報交換を行う、ケース会議に参加し今後の支援策について検討、前のSSWに保護者を紹介してもらい関わることを伝える、担任と共に家庭訪問、である。

久留米市教育委員会（2013：135）の小学女子児童の事例では、状況把握、ケース会議に参加、指導の方向性について話し合う、課題について確認する、他機関との連携を模索する、登校に同行、である。

## IV. 結 果

### 1. コード化の結果

これらの3年にわたる73事例より一次コード化を図ると [356ラベル] ができた。これらに基づいて二次コー

ド化を図ると〈31グループ〉にまとめることができた。三次コード化を図ると【5カテゴリー】にまとめることができた。これらを図解化すると図1のようになる。以下、一次コードを [ ]、二次コードを〈 〉、三次コードを【 】としてあらわす。一次コード中の（ ）内の数字はラベル数をあらわす。但し、（ ）がない場合は(1)である。

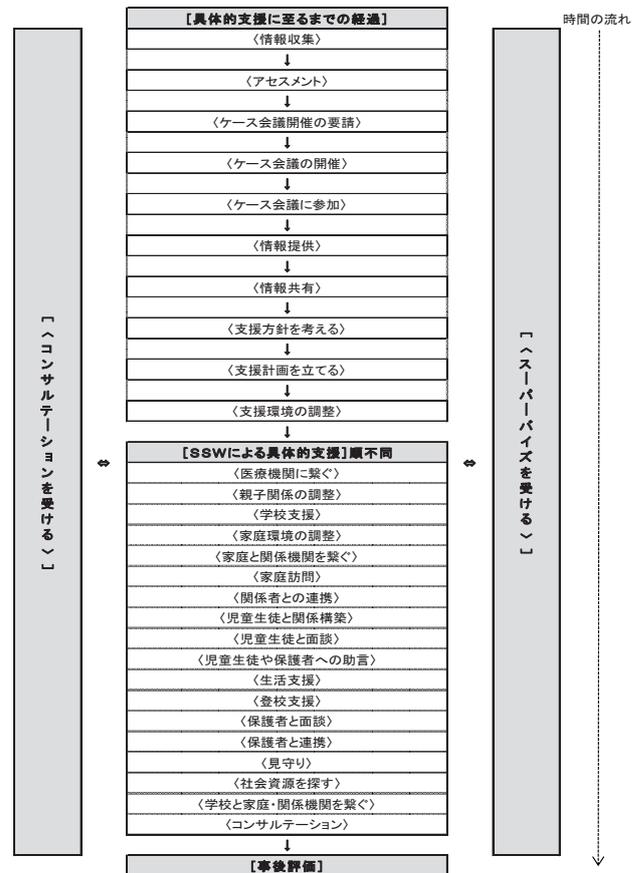


図1 不登校児童生徒に対する支援の経過（筆者作成）

### 2. ストーリーライン

図1に基づいて検討していくと、SSWが不登校児童生徒に対する支援をする場合、まず、【具体的支援に至るまでの経過】として、〈情報収集〉、〈アセスメント〉がある。そして、必要に応じて〈ケース会議開催の要請〉や〈ケース会議の開催〉をし、〈ケース会議に参加〉する。会議等において〈情報提供〉を行い、関係者とともに〈支援方針を考える〉、〈支援計画を立てる〉ことになる。そのようにして〈支援環境の調整〉を行う。

このプロセスはどのような事例においても基本的なこ

とであるが、それに基づいて【SSWによる具体的支援】がなされていく。

【SSWによる具体的支援】には、〈医療機関に繋ぐ〉、〈親子関係の調整〉、〈学校支援〉、〈家庭環境の調整〉、〈家庭と関係機関を繋ぐ〉、〈家庭訪問〉、〈関係者との連携〉、〈児童生徒と関係構築〉、〈児童生徒と面談〉、〈児童生徒や保護者への助言〉、〈生活支援〉、〈登校支援〉、〈保護者と面談〉、〈保護者と連携〉、〈見守り〉、〈社会資源を探す〉、〈学校と家庭・関係機関を繋ぐ〉、〈コンサルテーション〉がある。

そして、支援の振り返りとして【事後評価】を行うことになる。また、SSWは、【スーパービジョンを受ける】ことにより、支援方法が利用者本位のものであるかどうかを確認し、【コンサルテーションを受ける】ことにより支援充実を図ることに努める。

### 3. カテゴリーの詳細

不登校児童生徒に対応するときには、まず、【具体的支援に至るまでの経過】から始まる。それらには〈情報収集〉として、[SCから情報収集]、[学校の対応についての情報を収集する]、[管理職から事案概要の聞き取りを行う]、[関係機関から情報を得る]、[児童に関わる教職員から情報収集を行う]、[出身小学校から情報収集]、[情報収集(4)]があった。〈アセスメント〉として、[アセスメント(12)]、[状況把握(11)]、[保護者や児童生徒の困り感を理解する(3)]、[エコマップを用いて問題を整理]、[市役所社会福祉課で可能なサービスの確認]、[児童の困り感や現在の状況について確認を行う]、[児童生徒や父の見立てを行う(2)]、[生徒の特性理解]、[クラス参観]、[関係機関との連携が必要と判断]、[母や兄の支援の必要性を確認する]があった。〈ケース会議開催の要請〉として、[ケース会議開催の提案(5)]、〈ケース会議の開催〉として[ケース会議の開催(6)]、〈ケース会議に参加〉として[ケース会議に参加(28)]があった。

〈情報提供〉として、[学校に状況説明]、[学校の良さを話す]、[管理職や担任に母の思いや状態を説明]、[関係機関を紹介]、[虐待通告]、[教育支援センターの利用状況と方法を生徒に伝える]、[教師集団等の役割を明確にする]、[適応指導教室を紹介]、[福祉関係機関への働きかけ]があった。〈情報共有〉として、[SCや担任と共

に家庭訪問]、[行政機関と情報の共有(5)]、[ケース会議で情報の共有(3)]、[学校と情報の共有(11)]、[関係者と支援方針の確認(7)]、[情報共有(3)]、[生徒の頑張れそうなことを共に確認(2)]、[転校前と転校後の市で働くSSWが情報交換を行う]があった。

〈支援方針を考える〉として、[今後の対応の検討(12)]、[学校・家庭でできる環境づくりを話し合う]、[学校以外で母が相談できる機関を検討]、[学校復帰に向けてのタイミングの打ち合わせ]、[教育相談センター職員と生徒への対応方針の検討]、[教員・SCと生徒への支援策を話し合う]、[他機関との連携を模索する]、[担任・教育相談主任・SCと相談・協議]があった。〈支援計画を立てる〉として、[ケース会議で現状を整理して関係者の役割を明確にする(4)]、[支援方針を立てる]、[連携したプランニングの構築]があった。〈支援環境の調整〉として、[学校の別室で待ち受け]、[学習プラン作成]、[学習支援ボランティアの派遣を進める]、[生徒との窓口として話し相手になる]、[前のSSWに保護者を紹介してもらい関わることを伝える]、[学校と情報共有する中で具体的な支援策を検討し実践する]、[適応指導教室へ通級できるよう依頼]、[父に生徒の通学や家庭で母へのフォローをお願いする]、[本人を適応指導教室に迎え入れる体制を整える]があった。

〈支援環境の調整〉の後【SSWによる具体的支援】がなされる。〈医療機関につなぐ〉では、[医療機関につなぐ(3)]が、〈親子関係の調整〉では[親子関係の調整(2)]が、〈学校支援〉では[学校の後方支援(2)]があった。〈家庭環境の調整〉として、[きょうだいへの支援(4)]、[祖母と面談(2)]、[通院に同行]、[父支援(2)]、[母支援(4)]、[両親に児童への関わりを労う]があった。〈家庭と関係機関を繋ぐ〉として[家族と児童相談所をつなぐ(2)]、[服薬を中断した保護者に病院の紹介]、[ユア・フレンドや適応指導教室へのつなぎ]が、〈家庭訪問〉では[家庭訪問(21)]があった。

〈関係者との連携〉として、[SC・教職員と協働]、[SCとの連携(9)]、[医療機関と連携]、[家庭児童相談室と連携]、[学校・SC・児童相談所・市教育委員会と連携]、[学校・保護者と連携]、[学校と協働(7)]、[学校適応指導員と連携]、[関係機関との連携(7)]、[兄との連携]、[市役所の福祉課と連携(4)]、[臨床心理士と協働(2)]、[市

教育委員会と連携(2)], [支援体制の構築], [児童相談所の担当ワーカーと連携], [精神保健福祉士と協働], [適応指導教室・市児童家庭課・民生委員と連携], [適応指導教室スタッフ及び臨床心理士と本人・保護者面接の日程調整を行う], [適応指導教室支援員と学校との連携調整], [特別支援教育コーディネーターを通じ市の発達支援室との連携を図る], [福祉関係の書類作成の補助(2)], [保健師と連携], [民生委員と連携(3)]があった。

〈児童生徒と関係構築〉として [児童への個別支援], [教育支援センターで生徒と関係構築] が, 〈児童生徒と面談〉として [児童生徒と面談(13)] があった。〈児童生徒や保護者への助言〉として [医療機関受診の必要性を助言(2)], [家庭での関わり方を助言(2)], [学校教育センターの相談機能の活用を母に勧める], [学習への働きかけ], [高校選択の相談], [手紙のやり取りをすることを提案する], [小学校に中学進学に向けて助言], [親子関係修復に向けたアドバイス], [通室を促す], [父に役所福祉課の『ひとり親家庭等家事介護サービス』の受け入れを提案], [保護者・本人ともに相談を行う(2)], [保護者に福祉に関する手続きを助言], [保護者の福祉サービス利用の支援], [母に助言(3)] があった。

〈生活支援〉として [キャンプ活動や修学旅行への参加のサポート], [近隣の公園でキャッチボールをする], [親子の通院に同行], [買い物と一緒に出かける], [部屋の清掃やごみ出し] が, 〈登校支援〉として [子どもの登校送迎等への協力], [相談室への送迎], [中学校見学等進学への準備], [適応指導教室で登校支援], [登校に同行(2)] があった。

〈保護者と面談〉として [保護者との面談(22)] が, 〈保護者と連携〉として [家庭と連携], [保護者と連絡をとる] が, 〈見守り〉として [見守り] が, 〈社会資源を探す〉として [社会資源を探す] が, 〈学校と家庭・関係機関を繋ぐ〉として [家庭と学校の仲介(8)] があった。

〈コンサルテーション〉として [会議で環境づくり・継続的な支援の必要性を訴える], 「学級担任・管理職との面談」, [学校関係者に助言], [教職員間の認識統一を図るよう助言], [校長と担任へのコンサルテーション], [事例の助言], [担任へのアドバイス], [適応指導教室に助言] があった。

〈事後評価〉として [プランニング・取り組みの評価

を行う] があった。

〈コンサルテーションを受ける〉として「SCに児童の状況を伝え心理的な見立てをもらう」, 「医療機関の精神保健福祉士の助言を得る」, 「臨床心理士から助言を受ける」が, 〈スーパーバイズを受ける〉として [スーパーバイズを受ける(2)] があった。

## V. 考 察

本研究では, 不登校児童生徒に対して求められるSSWの役割を明らかにするために, 文部科学省初等中等教育局児童生徒課の平成22, 23, 24年度の『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』より検討した。

それに基づくと, SSWは, 不登校児童生徒に対して具体的な支援をするために, 情報収集, アセスメント, 必要に応じてケース会議に参加する中で, 会議等において情報提供を行い, 関係者とともに支援方針を考え, 支援計画を立てていくことで支援環境の調整役を担うことになる。支援環境を整える中で具体的な支援を行っていくことになる。このことは, 門田(2002)が述べるように, SSWが環境に働きかける役割であることをあらわすといえよう。

また, 大西(2010)による単一不登校事例の研究では, SSW固有の効果を明らかにするまでには至らないとしたが, SSWは, 「仲介」, 「力を添える」, 「代弁」, 「組織」, 「促進」, 「包括的連携ネットワークを構築する」, 「学校における様々な関係性をエコマップであらわす」役割を担うとの結論を出している。

しかし, 本研究では, 73の不登校児童生徒に対する事例より, 具体的な支援として, 〈医療機関に繋ぐ〉, 〈親子関係の調整〉, 〈学校支援〉, 〈家庭環境の調整〉, 〈家庭と関係機関を繋ぐ〉, 〈家庭訪問〉, 〈関係者との連携〉, 〈児童生徒と関係構築〉, 〈児童生徒と面談〉, 〈児童生徒や保護者への助言〉, 〈生活支援〉, 〈登校支援〉, 〈保護者と面談〉, 〈保護者と連携〉, 〈見守り〉, 〈社会資源を探す〉, 〈学校と家庭・関係機関を繋ぐ〉, 〈コンサルテーション〉を見出せた。このように問題の種別を「不登校」とする事例に対する具体的な支援を明らかにすることができたが, 他の問題との比較検討をしたものではない。よって, 他の問題においても同様の支援が行われる場合もあるの

ではないかとも考えられる。不登校児童生徒への支援とは何かを考えるには他の問題に対する支援についても検討する必要がある。

今回の研究では、不登校児童生徒への支援について考えるために問題の種別が「不登校」のみであることに焦点を当てて検討した。しかし、何か他の出来事が生じてそれに基づいて二次的に不登校となることがある。ケースにおける問題は不登校単独のものだけでなく様々な問題が重複している場合もあるということである。今後は、他の問題ケース、また、不登校単独だけではなく重複のケースでもSSWの支援を明らかにし、不登校児童生徒に対して求められるSSWの支援を検討することとしたい。

## 文 献

- 門田光司 (2002) 「不登校児童生徒に対する学校ソーシャルワーク実践の役割機能について」『社会福祉学』42 (2), 67頁～78頁
- 大西 良 (2010) 「不登校事例におけるソーシャルワークの実践 —エコマップを用いた役割評価を中心に—」『学校ソーシャルワーク研究』5, 55頁～67頁
- 山野則子, 梅田直美, 厨子健一 (2014) 「効果的スクールソーシャルワーカー配置プログラム構築に向けた全国調査 —効果的プログラム要素の実施状況, および効果 (アウトカム) との相関分析—」『社会福祉学』54 (4), 82頁～97頁
- 近藤敏弘 (2007) 「スクールソーシャルワーカー活用の際して効果をあげたと考えられる事例」香川スクールソーシャルワーカー協会編・発行『SSW実践活動報告 2006年度』4, 10頁
- 西谷清美 (2007) 「ソーシャルワーク活動をふり返って～スクールソーシャルワークと生活支援～」同上, 26頁～33頁
- 西谷清美 (2008) 「今SSWに求められるもの～過去3年間の相談件数等から見えてくるもの～」香川スクールソーシャルワーカー協会編・発行『SSW実践活動報告 2007年度』5, 39頁～46頁
- 浜田知美 (2008) 「SSWの沿革と2007年度活動報告～SSW活動の成果と課題～」同上, 53頁から59頁
- 児童福祉司 (2010) 「スクールソーシャルワークが当たり前になる時代へ」日本学校ソーシャルワーク学会東北地区編・発行『東北の学校ソーシャルワーク』2, 33頁
- 川上直美 (2010) 「保健師活動をふり返って, 今思うこと」同上, 34頁～35頁
- 中 典子, 熊谷英実, 岡田かおる (2011) 「スクールソーシャルワーカーの役割理解に求められる情報提供の方法: 岡山県の場合」『中国学園大学紀要』10 91頁～96頁
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課編・発行 (2011) 『平成22年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課編・発行 (2012) 『平成23年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課編・発行 (2013) 『平成24年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』
- 日本福祉大学大学院質的研究会編集 (2013) 『社会福祉・介護福祉の質的研究法 実践者のための現場研究』中央法規